

十日町市 子ども・子育て支援事業計画

平成27年度～平成31年度



十日町市 子ども・子育て支援事業計画

(平成27年度～平成31年度)

新潟県十日町市



新潟県十日町市

はじめに



我が国においては急速な少子高齢化の進行、女性の社会進出の高まり、核家族化や地域コミュニティ意識の希薄化など、子ども・子育てを取り巻く環境が大きく変化する中で、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくなく、保育ニーズの多様化も進んでいます。次世代を担うすべての子どもたちのために、国や地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する、新しい支え合いの仕組みを構築することが時代の要請、社会の役割となっています。

こうした中、本市では平成17年に次世代育成支援対策推進法にもとづく「十日町市次世代育成支援対策行動計画」を策定するとともに、平成22年には「十日町市次世代育成支援対策行動計画（後期行動計画）」を策定し、若い世代が安心して子どもを産み、子育てをしやすいまちづくりを推進してきました。

子ども・子育て関連3法が平成24年8月に成立し、質の高い幼児期の保育・教育の提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実を目指す「子ども・子育て支援制度」が平成27年度よりスタートします。このたび、本市では「子ども・子育て支援法」にもとづく、子ども・子育て支援のニーズを反映した平成27年度から5年を1期とする「十日町市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

この「十日町市子ども・子育て支援事業計画」の策定を契機に、次世代を担う子どもたちが健やかに育つよう、市民の皆様方とともに取り組んでまいりたいと考えておりますので、今後ともさらなるご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたり、御尽力いただきました、十日町市子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査等に御協力いただきました市民の皆様方に心からお礼申し上げます。

平成27年3月
十日町市長 関口 芳史

第1章 計画の策定にあたり

1. 策定の目的	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画期間	2
4. 計画の対象	2

第2章 現状把握と将来推計

1. 当市の現状と課題	3
(1) 現状	3
(2) 課題	11
2. 将来推計	13

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念	15
2. 基本目標・施策の体系	16

第4章 保育・教育、子ども・子育てに関する事項

1. 保育・教育提供区域の設定	19
2. 幼児期の保育・教育	20
(1) 量の見込みと保育・教育の提供体制の確保の内容及び実施時期	20
(2) 認可に係る受給調整の基本的な考え方	22
3. 地域子ども・子育て事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期	22
4. 幼児期の保育・教育の一体的提供と体制の確保	25
(1) 認定こども園の普及について	25
(2) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等について	25
(3) 質の高い保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性に係る基本的な考え方及びその推進方策について	26
5. 保育・教育施設及び地域型保育事業を行うものの相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育園と小学校等との連携とその推進方策	26
(1) 保育・教育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携及び連携のその推進方策	26
(2) 認定こども園、幼稚園及び保育園と小学校との連携及び推進方策	26

6. 産後の休業・育児休業等の円滑な利用の確保	27
7. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する新潟県が行う施策との連携	27
8. 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携	27

第5章 子ども・子育て支援事業

1. 施策・事業の体系化	28
2. 計画上の重点的取組 ～計画で中核として位置づけるもの～	30
3. 事業の展開	31

第6章 計画の達成に向けて

1. 計画の推進体制	46
(1) 4者の役割	46
(2) 4者の具体的連携	47
2. 計画の進行管理	
(1) 事業の進捗把握など	48
(2) 計画の変更について	48
3. 計画の達成に向けて	48

資料編

十日町市子ども・子育て支援事業計画の策定経過	49
子ども・子育てニーズ調査結果	50
グループ別検討（ワークショップ）まとめ	59
十日町市の保育・教育施設等一覧	76
十日町市子ども・子育て会議条例	79
十日町市子ども・子育て会議委員	80



第1章 計画の策定にあたり

第1章 計画の策定にあたり

1. 策定の目的

現代の核家族化や地域コミュニティの希薄化から、以前よりも、子育てへの支援や協力などを得ることが困難な状況となっています。また、共働き世帯の増加など、保護者の就労環境の変化に伴い、保育現場への期待が一段と増加してきています。加えて、少子化により、発達過程で重要とされる異年齢児と過ごす時間、あるいは集団生活の機会が減少するなど、保育・教育の質の向上が更に求められている状況となっています。

本来、乳幼児期は親の適切な関わりと質の高い保育・教育サービスの提供が必要であり、学童期にあっては、学校教育のほか、生きる力を育むために、様々な活動の機会の提供が必要といわれています。

このような状況の中、国では子どもと子育て家庭を社会全体で支援することを目的に、「子ども・子育て関連3法」(※)を法制化し、これによる新制度を平成27年4月からスタートさせることとしました。

この計画は、法に定める計画であり、新制度への移行に当たって、関係者・保護者・地域がより緊密に連携しながら、地域の子育てを一層充実するための中長期的なビジョンとして策定するものです。

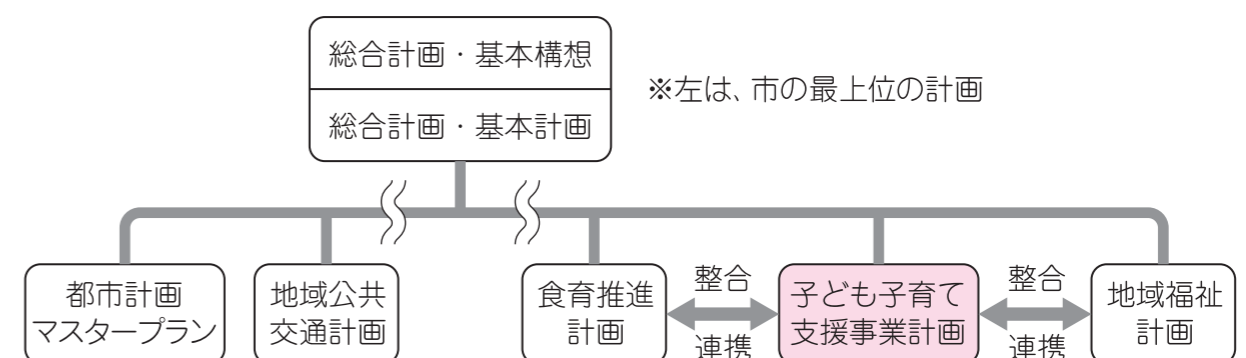
※「子ども・子育て支援法」、「認定前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」

2. 計画の位置づけ

この計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画であるとともに、従来の「次世代育成支援対策行動計画(後期)」(※)に代わって、本市における新たな児童福祉分野の総合的な計画として策定するものです。

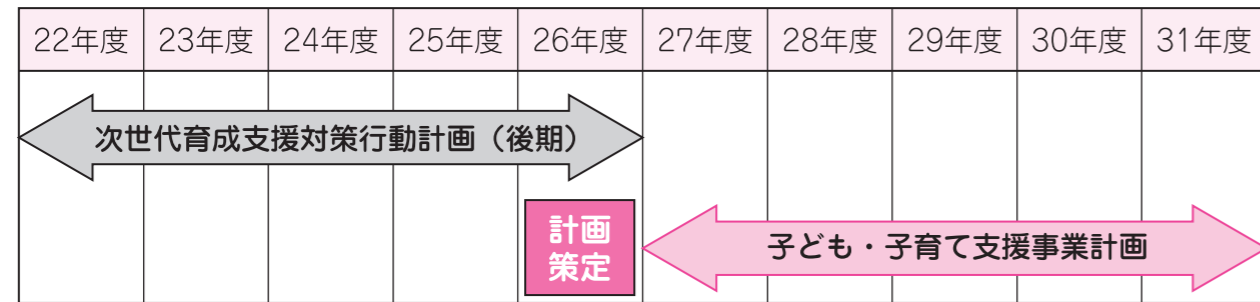
※「次世代育成支援対策推進法」に基づくもので、計画期間を平成22年度から26年度とするもの。

【市の他の計画との関連及び整合】



3. 計画期間

この計画の期間は、子ども・子育て支援の新制度がスタートする平成27年度から、子ども・子育て支援法に規定の「1期5年」の平成31年度までとします。



第2章 現状把握と将来推計

4. 計画の対象

この計画の対象は、市内在住の子どもとその家庭を始めとし、これから子どもを育てる市民、子育てサービスの関係者、そのほか子育ての活動に携わる市民とします。

NO	区分	例示
1	市内在住の子どもとその家庭	子ども(※)とその保護者等の家族
2	これから子どもを育てる市民	既婚者、婚姻予定者、妊婦
3	子育てサービスの関係者	保育園・幼稚園関係者、学校関係者など
4	子育て活動に携わる市民	民生・児童委員、子育て支援行う市民グループ など

※計画では、「子ども」の年齢をおおむね18歳までを基本とします。



第2章 現状把握と将来推計

1. 当市の現状と課題

(1) 現状

①人口等の推移

当市の人口は、平成25年度57,570人で、平成19年度の61,701人から4,100人余り減少しています。子育て世代人口は、平成25年度9,666人ですが、平成19年度の10,295人から629人が減少している状況です。年少人口は、平成25年度6,597人ですが、平成19年度の7,704人から1,107人減少しています。

表 総人口等の推移

(単位：人、%)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
総人口	61,701	61,052	60,418	59,746	58,941	58,470	57,570
子育て世代人口	10,295	10,241	10,170	10,028	9,900	9,943	9,666
年少人口	7,704	7,530	7,322	7,152	6,964	6,802	6,597
年少人口比率	12.5	12.3	12.1	12.0	11.8	11.6	11.5

出典：住民基本台帳（各年度3月末日現在）

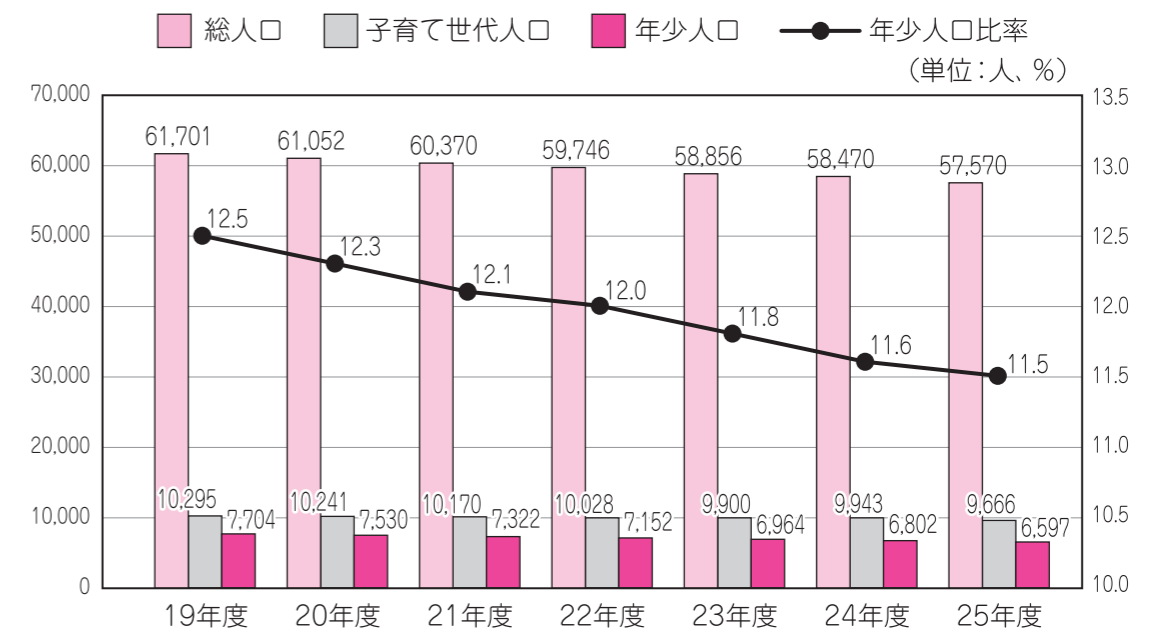


図 総人口等の推移

【子育て世代人口とは】 この計画では、出産や子育て世代と見込まれる30歳から45歳までの男女の人口の合計。

【年少人口とは】 0歳から14歳までの人口の合計。

②世帯数及び1世帯あたり人員の推移

世帯数は、平成19年度の19,930世帯から平成25年度20,025世帯と微増傾向にあります。あわせて、総人口を世帯数で割った1世帯あたりの人員は、平成19年度の3.10人から平成25年度2.87人となり、核家族化が進行していることがうかがえます。

表 世帯及び1世帯あたり人員の推移

(単位：人、件)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
総人口	61,701	61,052	60,418	59,746	58,941	58,470	57,570
世帯数	19,930	19,938	20,020	20,019	20,048	20,106	20,025
1世帯人員	3.10	3.06	3.02	2.98	2.94	2.91	2.87

出典：住民基本台帳（各年度3月末日現在）

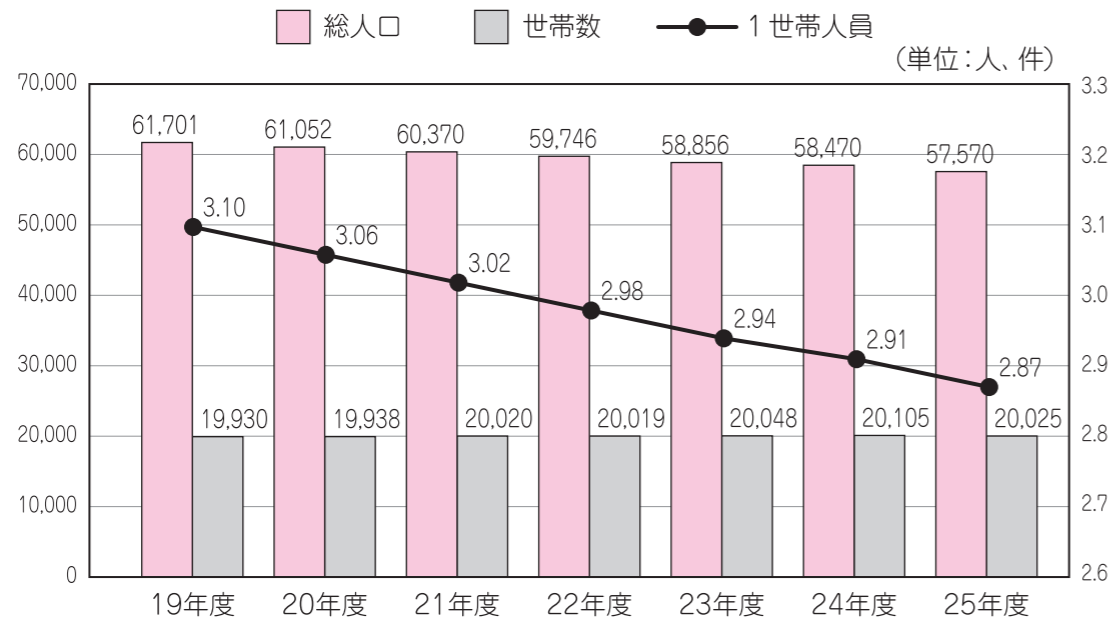


図 世帯数及び1世帯あたり人員の推移



③世帯の家族類型

国勢調査による世帯類型をみると、総数は平成7年から平成22年まで減少傾向(△1.4%)で、この計画でポイントとなる「核家族のみの世帯」については、平成7年から平成22年の間の国勢調査上、おおむね横ばいの結果となっています。

一方、核家族のみの世帯のうち、「夫婦と子どもからなる世帯」は、平成7年から平成22年まで減少傾向(△18.5%)にあり、少子化が進んでいることがうかがえます。

また、平成22年国勢調査結果では、夫婦と子どもからなる世帯のうち、18歳未満親族のいる世帯が約4割(41.8%)を占め、さらに、「ひとり親と子どもからなる世帯」は、平成7年から平成22年までに、約3割(+27.7%)増加しており、保護者が家庭において子育てへの支援や協力などを得ることが困難な状況になっていることが推測されます。

表 世帯類型の推移

(単位：世帯)

	平成12年	平成17年	平成22年		平成22年新潟県計	
			6歳未満親族のいる世帯(再掲)	18歳未満親族のいる世帯(再掲)		
単独世帯	2,889	3,195	3,593	—	3	214,867
核家族世帯	9,255	9,159	9,206	764	1,838	437,072
夫婦のみの世帯	3,782	3,810	3,791	—	—	152,048
夫婦と子どもからなる世帯	4,146	3,827	3,758	729	1,574	210,355
ひとり親と子どもからなる世帯	1,327	1,522	1,657	35	264	172,695
3世代世帯	4,350	3,782	3,139	—	—	74,669
その他の世帯	2,830	3,021	3,003	—	—	110,779
一般世帯総数	19,324	19,157	18,941	1,946	5,046	837,387

出典：国勢調査

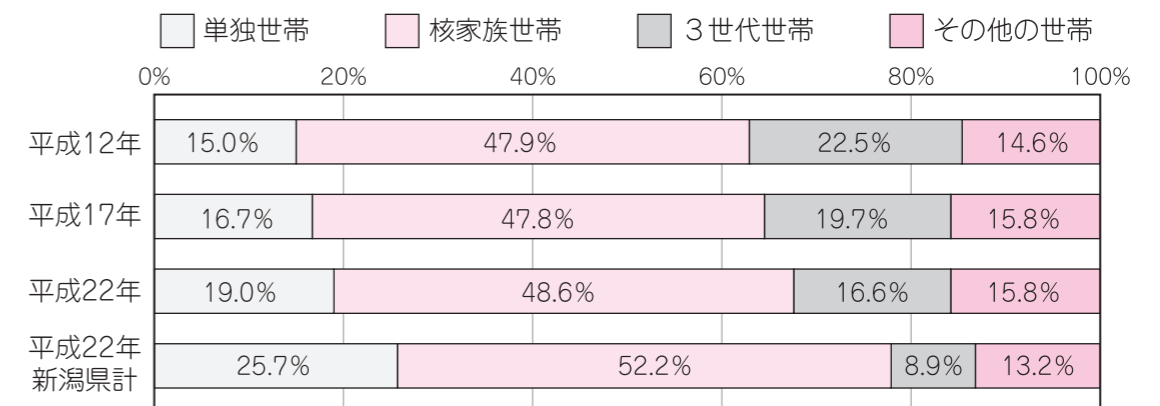


図 世帯類型別比率の推移

表 18歳未満の子どもがいる世帯の推移

(単位：世帯)

		平成12年	平成17年	平成22年
十日町市	一般世帯数	19,324	19,157	18,941
	18歳未満の子どもがいる世帯数	6,351	5,639	5,049
	18歳未満の子どもがいる世帯比	32.9%	29.4%	26.7%
新潟県	一般世帯数	791,880	812,726	837,387
	18歳未満の子どもがいる世帯数	255,127	233,880	216,779
	18歳未満の子どもがいる世帯比	32.2%	28.8%	25.9%

出典：国勢調査

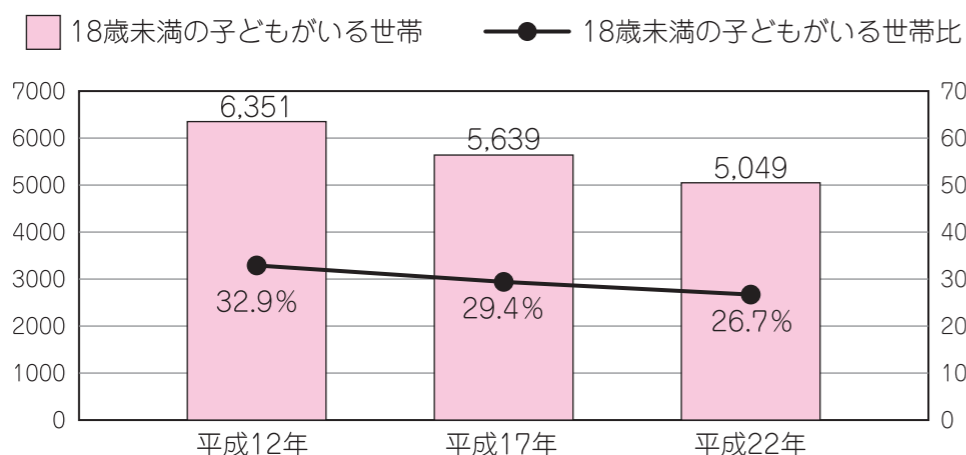


図 18歳未満の子どもがいる世帯の推移

④少子化の動向

1) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は平成19年から24年の間、年ごとに増減はあるものの、1.7程度から1.9程度で推移しており、いずれの年も新潟県や全国の数値を上回っています。

表 合計特殊出生率の推移

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
十日町市	1.76	1.91	1.74	1.78	1.71	1.80
新潟県	1.37	1.37	1.37	1.43	1.41	1.43
全 国	1.34	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41

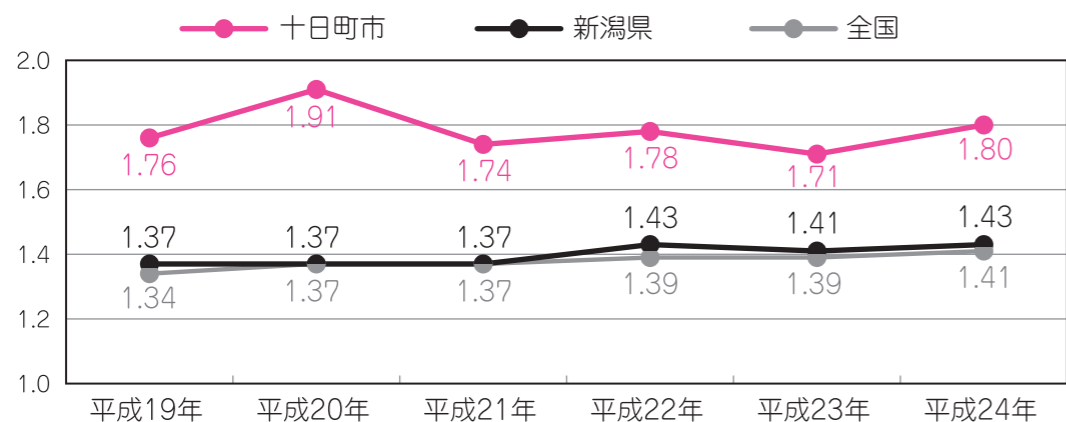


図 合計特殊出生率の推移

【合計特殊出生率とは】

その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に生むと仮定したときの子どもの数に相当する。

(計算例)

年齢	区分	女性の人口 A	出生数 B	出生率 C=B/A
15		39,344	5	0.000127
16		40,106	36	0.000898
17		40,676	87	0.002139
18		41,811	17	0.000407
19		46,389	435	0.009377
<hr/>				
46		51,558	9	0.000175
47		53,871	2	0.000037
48		59,589	2	0.000034
49		67,541	0	0
計		1,726,544	65,507	1.240455

2) 出生数・出生率の推移

出生数は、平成19年から24年の間、増減を繰り返しつつも、おおむね400人前後で推移しています。出生率は、総人口における出生数であるため、その地域の年齢構成などが数値に影響を与えます。当市は他地域よりも高齢化傾向にあり、その傾向に起因して国や県平均を下回ったものと推察されます。

表 出生率の推移

(単位：人、%)

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
十日町市 (出生数)	423	432	388	436	383	382
十日町市 (出生率)	7.0	7.2	6.5	7.4	6.6	6.7
新潟県 (出生率)	7.8	7.7	7.6	7.7	7.5	7.5
全 国 (出生率)	8.6	8.7	8.5	8.5	8.3	8.2

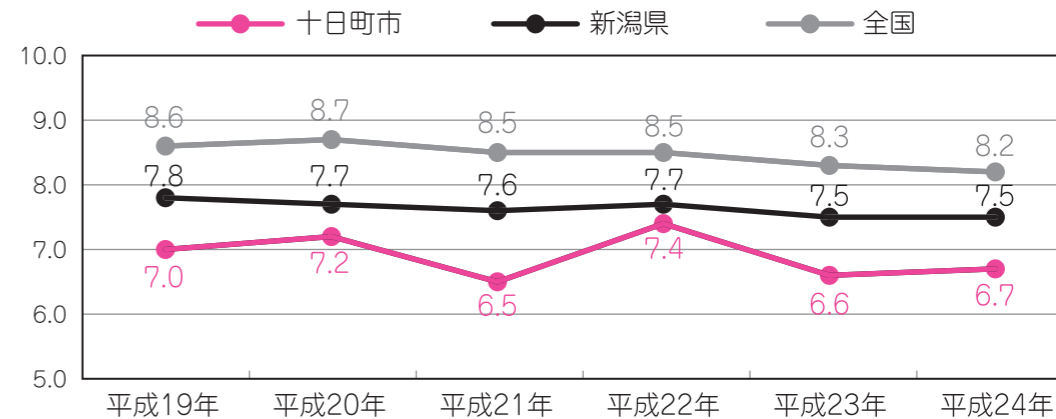


図 出生率の推移

【出生率とは】人口1,000人当たりの、1年間の出生児数の比率。

⑤女性の就業率

女性の総人口などが減少傾向にあるものの、就業率について80%前後で推移し、新潟県の率よりも10%程度高い結果となっています。

表 女性の就業率の推移

(単位：人、%)

	平成12年	平成17年	平成22年	備考
十日町市女性人口				
総人口	33,264	31,884	30,307	
生産年齢人口	18,759	17,226	15,791	
就業者数	14,788	13,978	12,821	
就業率	78.8%	81.1%	81.2%	就業者数／生産年齢人口
新潟県女性人口				
総人口	1,273,729	1,254,540	1,226,214	
生産年齢人口	783,077	748,679	711,319	
就業者数	537,239	526,680	506,092	
就業率	68.6%	70.3%	71.1%	就業者数／生産年齢人口

出典：国勢調査

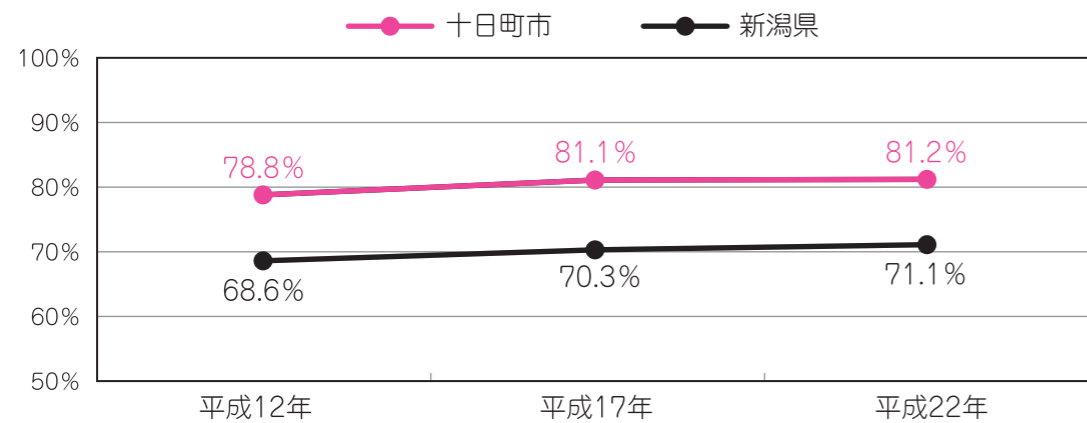


図 女性の就業率の推移 (就業者数／生産年齢人口)

【生産年齢人口とは】 年齢別人口のうち、生産活動の中核をなす年齢の人口層を指し、日本では15歳以上65歳未満の人口の合計。

【就業者数とは】 調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）を伴う仕事を少しでもした人を指す。

⑥子育て環境の状況

1) 保育・教育施設数、園児数 ※平成26年4月1日現在

(a) 保育・教育施設

(単位：人)

	保育施設	定員	園児数				計
			0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳以上	
1	私立幼稚園	365	—	—	49	97	146
2	私立保育園	710	34	236	186	327	783
3	市立保育園	770	16	183	170	353	722
4	へき地保育園	115	0	16	16	31	63
	合計	1,960	0	435	421	808	1,714

※広域入所の委託・受入れ数は含めない。(広域入所とは、当市の児童の保育を他自治体へ委託、または他自治体の児童の保育を当市で受け入れる事業をいう。)

2) 子育て支援サービスの利用状況 ※平成25年度実績

(a) 一般利用型サービス

(単位：人)

	サービス区分	利用者数	摘要
1	子育て支援センター		
	くるる	10,780	十日町地域
	えくぼ	5,867	川西地域
	きらりん	3,566	中里地域
	すくすく	1,710	松代地域
	にこにこ	812	松之山地域
	つどいの広場	820	民間運営(委託)
	計	23,555	
2	病児・病後児保育事業	665	2か所
3	放課後児童健全育成事業	30,148	11施設
4	地域子育て応援カード事業	150	新規交付数
5	ファミリー・サポート・センター事業	153	

(b) その他サービス

(単位：人、件)

	サービス区分	受益者数等	摘要
1	子育てサークル活動補助事業	2,632	活動参加人数
2	子育て情報発信事業	(随時)	
3	出生祝金事業	64	交付件数
4	運動遊び教室委託事業	(22園実施)	
5	母子家庭等高等技能訓練促進等事業	1	受講者数
6	ひとり親家庭等在宅就業支援事業	20	受講者数
7	子ども医療費助成事業	75,726	延利用件数
8	ひとり親家庭等医療費助成事業	11,735	延利用件数
9	未熟児養育医療給付事業	3	給付件数

3) 義務教育施設数・児童生徒数 ※平成26年5月1日現在

(a) 小学校

(単位：人)

	地域名	学年						計	備考
		1年	2年	3年	4年	5年	6年		
1	十日町地域	304	307	322	322	310	341	1,906	11校
2	川西地域	44	46	52	54	73	56	325	3校
3	中里地域	32	54	44	51	45	42	268	3校
4	松代地域	14	24	26	25	19	17	125	1校
5	松之山地域	9	8	10	15	9	17	68	1校
	計	403	439	454	467	456	473	2,692	19校

(b) 中学校

(単位：人)

	地域名	学年			計	備考
		1年	2年	3年		
1	十日町地域	322	322	345	989	6校
2	川西地域	68	56	61	185	1校
3	中里地域	43	36	48	127	1校
4	松代地域	20	24	16	60	1校
5	松之山地域	16	12	17	45	1校
	計	469	450	487	1,406	10校

(c) ふれあいの丘支援学校

(単位：人)

学部	学年						計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	
小学部	1	5	3	1	1	1	12
中学部	6	9	1	-	-	-	16
	計						28

(2) 課題

前項の「現状」やそのほか当市を取り巻く環境などから、以下のように、おおむね15項目の課題が抽出・整理されます。

No.	現状	課題
1	少子高齢化・過疎化 全国的に少子高齢化が進む中、当地域では過疎化(人口流出)も進行しつつある。	<ul style="list-style-type: none"> ●少子化の抑制、または進行を遅らせる取り組みが求められている。 ●定住やU・I・Jターンを促進する取り組みが必要である。
2	保育現場のマンパワー不足 母親の就労などから、近年はより多くの保育士を必要とする未満児の入園が増え、保育現場は恒常的に人手不足の状況にある。	<ul style="list-style-type: none"> ●保育の有資格者や経験者などを、安定的に確保しなければならない。
3	幼稚園・保育園の施設の老朽化 建築後40～50年を経過する施設が多い一方で、施設改修はあまり進んでいない。	<ul style="list-style-type: none"> ●公立の施設は、中期的な計画のもとで、対応しなければならない。 ●私立の施設は、関係者と協議する中で、適切に対応する必要がある。
4	保育サービスへの多様なニーズ 未満児保育のほか延長保育など、保育サービスへのニーズはますます多様化してきている。	<ul style="list-style-type: none"> ●多様なニーズを対応できるよう体制の整備が求められている。
5	児童への虐待行為 市内でも少なからず、ケースが発生している。虐待は、子どもの健全育成と権利保障を阻むという許されざる行為。	<ul style="list-style-type: none"> ●未然防止と早期発見・早期対応に一層努めなければならない。
6	ひとり親家庭 父子または母子の家庭は、ニーズ調査結果などから、子育て世帯で1割程度あるものと類推。	<ul style="list-style-type: none"> ●ひとり親家庭の子育て負担が軽減できる取り組みなどが必要である。
7	共働き世帯の増加傾向 ニーズ調査結果から、母親がフルタイム・パート等で就労している割合が高いと把握。	<ul style="list-style-type: none"> ●保育サービスの充実を引き続き図っていく必要がある。

No.	現 状	課 題
8	子育てサービスの認知度不足 ニーズ調査結果から、主任児童委員や教育相談機関の認知度が不足気味であることが明確である。	●特に現在低いサービスの認知度を向上させ、利用促進に努めなければならない。
9	子どもの病気時の対応 ニーズ調査結果から、病気などで保護者が対応を強いられる日数は、未就学児で年間10日、就学児で5日程度あるもよう。	●病児保育施設などの受皿を拡充していく必要がある。
10	育児力の低下 核家族化やコミュニケーションの機会不足等から、保護者の子育て上の悩みなどが容易に解決できないケースがある。	●相談機能の充実を更に図らなければならない。
11	放課後児童対策 保護者の就労対応のための児童クラブは、現在12か所。未設置の地域がまだある。	●既存の12クラブは今後も適切に運営していくほか、新たな設置も視野に入れる必要がある。
12	地域経済の低迷、雇用の場の不足 わが国経済に好転の兆しがみえつつあるとはいえ、地方ではまだ先が見通せない状況。圏内企業の早期の業績回復などが期待される。	●子育て世代の就労機会も確保されるよう、引き続き市として、産業振興に努めなければならない。
13	ゆとり不足、職場の理解 核家族化や就労状況などによるゆとり不足が懸念され、子育てに安心感を持ってないなど、子どもへの影響が心配される。	●子育てにゆとりを持つため、休暇取得が十分できるよう、企業理解が更に必要である。
14	相談体制の在り方 相談窓口はあるものの、利便さが不足しているほか、各窓口の連携が希薄。	●相談窓口の役割等の明確化と、各窓口の連携及び総合的な対応が求められている。
15	遊び場の充実など 公園の少なさや今後の充実を求め声、子どもと一緒に遊べる施設を求める声が現にある。	●既存公園の充実を図るほか、子育て世代のニーズに応じた施設を検討する。

2. 将来推計

国立社会保障・人口問題研究所が、平成25年3月に全国の市町村の将来人口の推計を行ったものを基に、十日町市の人口減少対策が一定の効果を現すものとして調整した値を使用して将来推計を行いました。少子化抑制策としての保育サービスや子育て支援の充実や定住促進事業、交流活動の推進による流入人口の増加、及び企業誘致の積極的展開や雇用創出などの産業活性化に伴う流出人口の減を見込んでいます。

結果としては、総人口は緩やかに減少し、平成37年度には5万人を初めて割る見込みとなっています。年少人口、生産年齢人口及び老年人口すべてが減少しますが、構成比率としては、老年人口比率が高くなり、高齢化が進んでいくことが予測できます。

表 総人口・年齢区分別 (単位：人、%)

		22年度 (2010年)	27年度 (2015年)	32年度 (2020年)	37年度 (2025年)	42年度 (2030年)	47年度 (2035年)	52年度 (2040年)
年少人口	人数	7,290	6,488	5,799	5,164	4,632	4,298	4,075
	比率	12.4	11.6	11.0	10.4	10.0	10.0	10.2
生産年齢人口	人数	32,661	29,222	26,347	24,339	22,807	21,142	19,185
	比率	55.4	52.5	50.0	49.3	49.4	49.0	47.8
老年人口 (65歳以上)	人数	18,959	19,990	20,504	19,891	18,769	17,697	16,871
	比率	32.2	35.9	39.0	40.3	40.6	41.0	42.0
合 計	人数	58,910	55,700	52,650	49,394	46,208	43,137	40,131
	比率	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

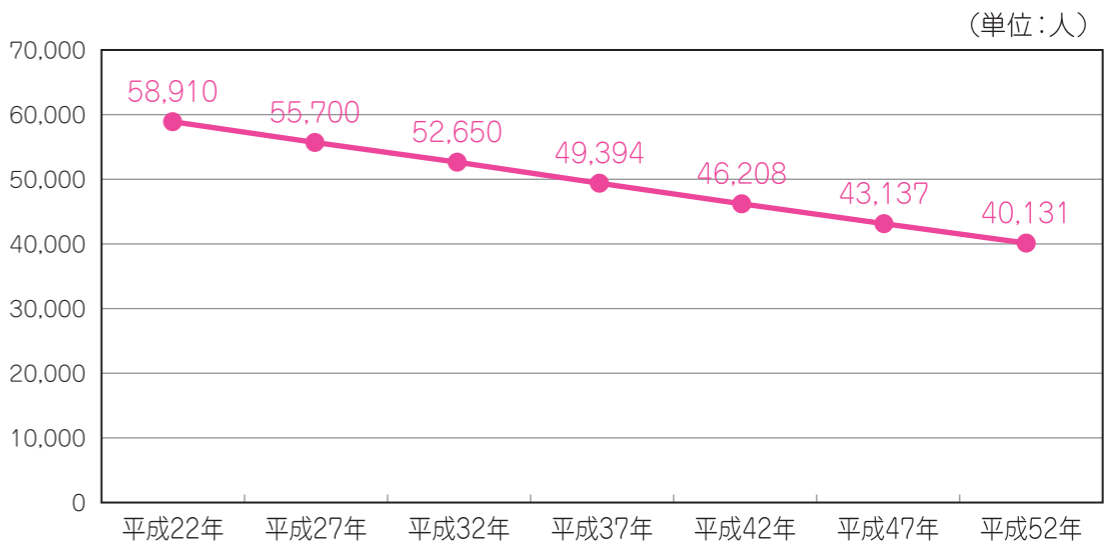


図 総人口推移グラフ

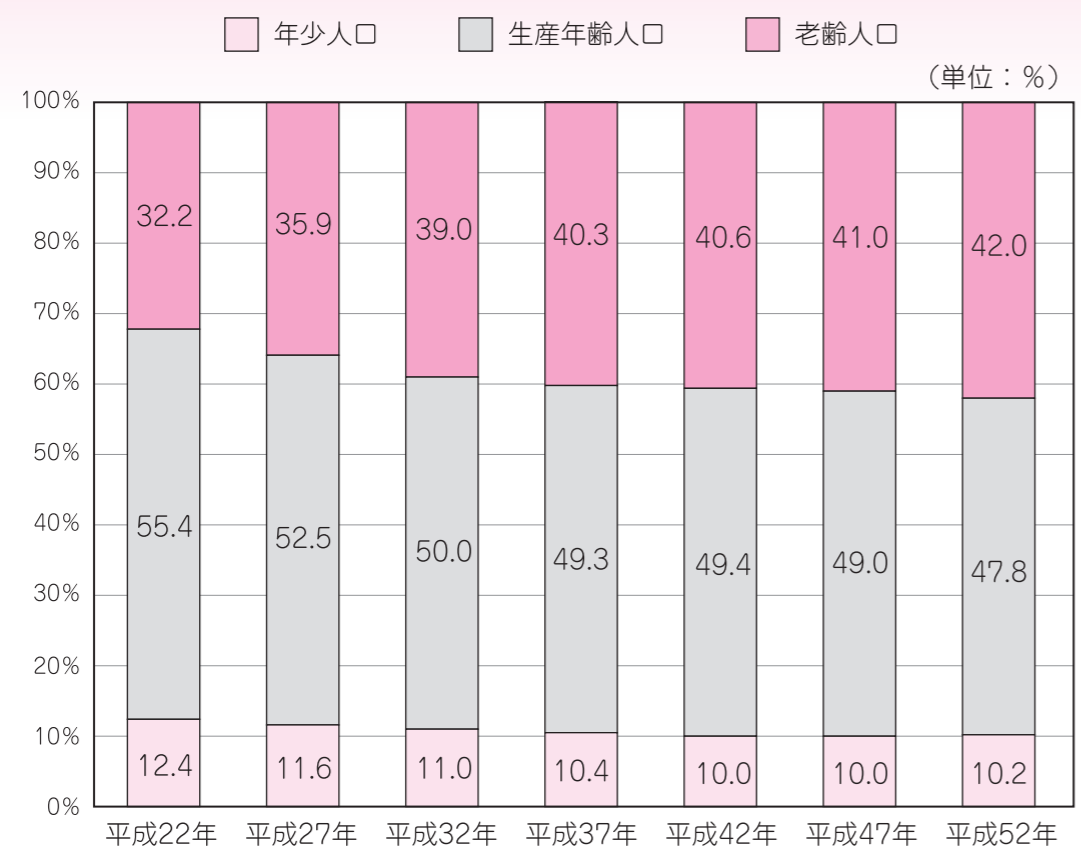


図 年齢層別グラフ



第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

この計画に今後の子育てのあるべき姿を描いていくため、まず第3章で、基本的な考え方を整理・確認します。

考え方の根本である「基本理念」を最初に掲げ、理念の具現化に向けて「目標」を設定します。そして、目標を達成するため、それぞれに必要な取組（施策）を多層的に組み合わせて体系化し、本章をまとめます。

1. 基本理念

この計画では、子育て当事者の視点、地域の視点及び子ども自身の視点から、次の3つを基本理念とします。

基本理念1 子育てのよろこびの共有 ～子育て当事者の視点～

【理念の考え方】

父母と家族が、よろこびを感じながら子育てができることが必要です。
このため、子育ての各種サービスや施設の利便性向上など、子育て環境の更なる充実に取り組めます。

基本理念2 地域の支え合い ～地域の視点から～

【理念の考え方】

子育ては、社会全体の最重要課題の一つです。
父母と家族だけでなく、今後はより多くの人々が、それぞれの役割のもと支えていくことが欠かせません。

基本理念3 子どもの健やかな成長のために ～子ども自身の視点～

【理念の考え方】

すべての子どもはかけがえのない存在であり、健やかな育ちを実現する必要があります。
このため、保育・教育の質の向上とともに、家庭の育児力の向上を目指します。

2. 基本目標・施策の体系

区分（基本理念⇒基本目標⇒施策体系）	関連する課題
<p>基本理念1 子育てのよろこびの共有 ～子育て当事者の視点～</p> <p>【目標設定にあたり】 当事者にとり、子育て環境がより快適となるように関連サービスと施設の充実を目指す。</p> <p>基本目標① 子育て当事者の負担・不安・孤立感が解消し、または和らぐよう、関連サービスの充実に取り組む。</p> <p>【施策の体系】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 保育・教育サービスの向上 2) 学童保育（※）の利便性の向上 3) 子育て支援事業の充実 4) 子育て相談の機能の強化 5) 保護者・保育園幼稚園等・市との連携強化 <p>基本目標② 子育ての当事者が安心かつ快適に子どもを預け、子どもと利用できるように関連施設の充実を目指す。</p> <p>【施策の体系】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 保育・教育施設の充実 2) 学童保育（※）の施設の充実 3) 子育て支援センターの充実 4) 病児・病後児の保育の充実 5) 公園や遊び場などの施設の充実 <p>※学童保育は、保護者が就労等により昼間家庭にいない就学後児童を対象に、授業の終了後や長期休業期間に小学校等の余裕教室等を利用して、遊びや生活の場を提供する事業。十日町市では、主に小学校で実施しているものを「放課後児童クラブ」という名称にしている。</p>	<p>②保育現場のマンパワー不足 ④保育サービスへの多様なニーズ ⑦共働き世帯の増加傾向 ⑭相談体制の在り方 ⑧子育てサービスの認知度不足</p> <p>③幼稚園保育園の施設の老朽化 ⑪放課後児童対策 ⑨子どもの病気時の対応 ⑮遊び場の充実など</p> <p>【関連課題】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①少子高齢化・過疎化 ⑥ひとり親家庭 ⑩育児力の低下

区分（基本理念⇒基本目標⇒施策体系）	関連する課題
<p>基本理念2 地域の支え合い ～地域の視点から～</p> <p>【目標設定にあたり】 地域一体で子育てを支える手法として、気運醸成とサポート体制の構築を目指す。</p> <p>基本目標① 企業や一般市民など多様な主体の理解・協力のもと、“地域が子育てを支える”という気運を醸成していく。</p> <p>【施策の体系】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 事業所の子育て理解と協力の普及 2) 一般市民の理解と協力の普及 3) 市民グループの育成、活動の充実 <p>基本目標② 市民グループのネットワーク化を進めつつ、子育て当事者・関係者と地域との連携を強め、多様で多層なサポート体制を目指す。</p> <p>【施策の体系】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 市民グループのネットワーク化の推進 2) 地域連携の強化の仕組みづくり 	<p>⑥ひとり親家庭 ⑩育児力の低下 ⑬ゆとり不足、職場の理解</p> <p>【関連課題】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①少子高齢化・過疎化 ⑤児童への虐待行為

区分（基本理念⇒基本目標⇒施策体系）	関連する課題
<p>基本理念3 子どもの健やかな成長のために ～子ども自身の視点～</p> <p>【目標設定にあたり】 子ども自身の成長を最優先に、保育・教育環境の充実と家庭の育児力向上の双方を目指す。</p> <p>基本目標① すべての子どもが健やかに成長できるよう、保育・教育の更なる質の向上に取り組む。</p> <p>【施策の体系】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 各園・各施設の適切な役割分担と市の支援 2) 幼保と小中のつながりの強化 3) 保育・教育現場の質の向上 4) 保育・教育施設の充実 ※再掲 <p>基本目標② 子どもの健全で適切な育みのため、家庭の育児力の向上を一層図る。</p> <p>【施策の体系】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) “妊娠期から少年期まで”切れ目ない養育教育サポート体制の構築 2) 父母と家族向け育児講座の充実・普及 3) 発達支援センターと教育センターの更なる充実と活用 4) 子育て相談の機能の強化 ※再掲 	<p>①少子高齢化・過疎化 ⑤児童への虐待行為 ⑩育児力の低下 ⑫地域経済の低迷、雇用の場の確保</p>

第4章 保育・教育、子ども・子育てに関する事項

第4章 保育・教育、子ども・子育てに関する事項

国の指針等により、本計画では、保育・教育（※1）や子育て支援事業（※2）を提供し続けていくうえで、地域の設定を始め、今後の利用希望者数を推計した「需要予測」（量の見込み）と、その需要予測に対するサービスの確保方策を示すこととされています。

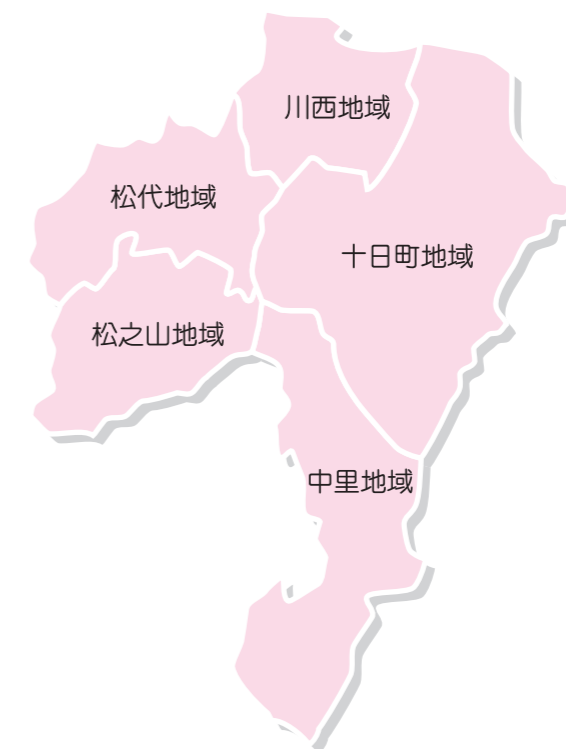
このことから、本章で、まず区域の設定を行い、次計画期間内の需要を予測し、続いて需要予測に応じたサービスの確保の方策などを示してまとめます。

※1：保育園、幼稚園等のサービス ※2：時間外保育、病児保育等（以下同じ）

1. 保育・教育提供区域の設定

当市では、現在の保育・教育の利用状況、関連サービスを提供するための施設整備状況、また、その他の条件を総合的に勘案したほか、平成17年4月の合併で、新市が誕生した後の地域の一体感を更に醸成する必要から、全事業について市内全域を一つの保育・教育提供区域とすることにします。

【参考】保育・教育施設、主な子育て支援施設等の分布状況



（単位：か所）

	認可保育園	幼稚園	へき地 保育所	放課後児童 クラブ	学童保育	病児・病後児 保育施設	子育て支援 センター
十日町地域	15	3	3	7	7	2	2
川西地域	2			3			1
中里地域	1			1			1
松代地域	1			1			1
松之山地域	1				1		1
合計	20	3	3	12	8	2	6

（平成26年4月1日現在）

2. 幼児期の保育・教育

(1) 需要予測(量の見込み)、保育・教育の提供体制の確保内容、その実施時期

前項の区域設定を一つとしたうえで、本項では本市全体の、計画期間内における幼児期の保育・教育の需要予測と提供体制の確保方を示します。

■用語説明等

「量の見込み」「提供体制の確保方策」

用語	説明
量の見込み	保育・教育施設や子育て支援事業の今後の利用希望者数を推計したもの。
確保方策	保育・教育施設や子育て支援事業の利用可能な定員を集計したもの。

「支給認定区分」「対象年齢」

支給認定区分	対象年齢	説明
1号認定	満3歳以上	幼稚園等での教育を希望
2号認定		保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望
3号認定	満3歳未満	保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望

提供体制の確保方策における「特定保育・教育施設」「地域型保育事業」「その他」

用語	説明
特定保育・教育施設	保育園、認定こども園、新制度に移行する幼稚園
地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育
その他	新制度に移行しない幼稚園、へき地保育園

①保育・教育の需要予測、確保方策

【総括表】 (単位：人)

各区分				平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
認定名	施設	年齢	比較					
1号認定	幼稚園等	5歳～3歳	需要計	141	138	134	130	128
			確保合計	365	365	365	365	365
2号認定	保育園等	2歳～1歳	需要	1,060	1,035	1,006	981	956
需要			433	422	409	395	384	
3号認定		0歳	需要	115	112	108	104	100
		保育園 需要計	1,608	1,569	1,523	1,480	1,440	
保育園 確保合計			1,641	1,641	1,641	1,641	1,641	

【平成27年度】 (単位：人)

支給認定区分		1号認定	2号認定	3号認定	
年齢区分		満3歳以上	満3歳以上	1・2歳児	0歳児
今後の利用希望者数 (量の見込み)	教育	93	48	1,060	433
	保育			115	
		141		1,608	
確保方策	特定保育・教育施設	0	1,000	451	116
	地域型保育事業	0	0	0	0
	その他	365	60	14	0
確保合計		365	1,060	465	116
				1,641	

※確保合計については、各施設の定員を上限とした利用定員。今後定員の変更があった場合には、この数も変更となる可能性がある。(次表の平成28年度から平成31年度までについて同じ)

【平成28年度】 (単位：人)

支給認定区分		1号認定	2号認定	3号認定	
年齢区分		満3歳以上	満3歳以上	1・2歳児	0歳児
今後の利用希望者数 (量の見込み)	教育	91	47	1,035	422
	保育			112	
		138		1,569	
確保方策	特定保育・教育施設	365	1,000	451	116
	地域型保育事業	0	0	0	0
	その他	0	60	14	0
確保合計		365	1,060	465	116
				1,641	

【平成29年度】 (単位：人)

支給認定区分		1号認定	2号認定	3号認定	
年齢区分		満3歳以上	満3歳以上	1・2歳児	0歳児
今後の利用希望者数 (量の見込み)	教育	88	46	1,006	409
	保育			108	
		134		1,523	
確保方策	特定保育・教育施設	365	1,000	451	116
	地域型保育事業	0	0	0	0
	その他	0	60	14	0
確保合計		365	1,060	465	116
				1,641	

【平成30年度】 (単位：人)

支給認定区分		1号認定	2号認定	3号認定	
年齢区分		満3歳以上	満3歳以上	1・2歳児	0歳児
今後の利用希望者数 (量の見込み)	教育	86	44	981	395
	保育			104	
		130		1,480	
確保方策	特定保育・教育施設	365	1,000	451	116
	地域型保育事業	0	0	0	0
	その他	0	60	14	0
確保合計		365	1,060	465	116
				1,641	

【平成31年度】

(単位：人)

支給認定区分		1号認定	2号認定		3号認定	
年齢区分		満3歳以上	満3歳以上		1・2歳児	0歳児
今後の利用希望者数 (量の見込み)	教育	84	教育	956	保育	384
			保育		保育	100
		128				1,440
確保方策	特定保育・教育施設	365	1,000	451	116	
	地域型保育事業	0	0	0	0	
	その他	0	60	14	0	
確保合計		365	1,060	465	116	1,641

(2) 認可に係る受給調整の基本的な考え方

当市は、法人等から地域型保育事業の認可申請があった場合に、この計画に示す特定保育・教育施設に係る必要利用定員総数を踏まえつつ、子ども・子育て会議の意見を踏まえたうえで、判断するものとします。

3. 地域子ども・子育て事業の需要予測、提供体制の確保内容、実施時期

前項に続き、本項では当市全体の、計画期間内における地域子ども・子育て事業の需要予測と提供体制の確保方策を示します。

【利用者支援事業】

子どもとその保護者の身近な場所で、保育・教育施設や地域の子育て支援事業等の情報を提供するほか、必要に応じての相談・助言等を行い、関係機関との連絡調整等を実施する事業

(単位：か所)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
今後の事業設置希望 (量の見込み)	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

【時間外保育事業（延長保育事業）】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日と利用時間以外の日や時間において、保育所園等で時間外などの保育を実施する事業

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
今後の事業設置希望 (量の見込み)	243	237	230	223	217
確保方策	252	252	252	252	252

【放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ・学童保育）】

保護者が就労等により昼間家庭にいない就学後児童を対象に、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して、遊びや生活の場を提供する事業

(単位：人、か所)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
今後の利用希望者数(低学年) (量の見込み)	240	236	231	226	222
今後の利用希望者数(高学年) (量の見込み)	49	47	47	46	46
合 計	289	283	278	272	268
確保方策	413	413	413	413	413
確保方策	20	20	20	20	20

【地域子育て支援拠点事業】

子ども間、保護者間、そして他の子どもと他の保護者間のふれあいの場として場所を開設し、子育てに関する相談の実施のほか、必要な情報提供や育児講座などを開催する事業

(単位：人回／月、か所)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
今後の利用希望者数 (量の見込み)	2,052	2,101	2,153	2,208	2,265
確保方策	6	6	6	6	6

【病児・病後児保育事業】

病気や病気の回復期にある子どもを対象に、病院や保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育等をする事業

(単位：人日、か所)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
今後の利用希望者数 (量の見込み)	3,793	3,698	3,595	3,495	3,395
確保方策	1,940	1,940	1,940	1,940	1,940
確保方策 (病児・病後児対応型)	2	2	2	2	2
	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)

※上記の需要予測はニーズ調査時に、病気になるという仮定条件のもとで、想定日数などを積み上げている。このことから数字が、いわば過大傾向となっている。その論拠の一つとして、平成25年度は665人(年間延べ児童数)の実績であった。

【一時預かり事業（保育所）】

保護者が病気や急な事情などにより家庭で保育できなくなった場合に、保育園で預かり保育を行う事業

(単位：人日、か所)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
今後の利用希望者数 (量の見込み)	1,500	1,462	1,421	1,382	1,343
確保方策	1,584	1,584	1,584	1,584	1,584
確保方策	23	23	23	23	23

【一時預かり事業（幼稚園）】

幼稚園において、教育時間終了後から在園児を対象に、保護者の就労形態の多様化に伴って、預かり保育を行う事業

(単位：人日、か所)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
今後の利用希望者数 (量の見込み)	14,129	13,831	13,528	12,962	12,929
1号認定	1,426	1,393	1,355	1,317	1,284
2号認定	12,703	12,438	12,173	11,645	11,645
確保方策	14,250	14,250	14,250	14,250	14,250
確保方策	3	3	3	3	3

【ファミリーサポート・センター事業】

子どもを預かってほしい人(依頼会員)と子育ての手伝いをしたい人(提供会員)が相互の信頼関係のもとに、子どもを預けたり、預かったりする地域ぐるみの子育て支援活動事業

(単位：人日)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
今後の事業設置希望 (量の見込み)	203	213	220	226	233
確保方策	203	213	220	226	233

【乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、赤ちゃんの発育や育児に関する相談、子育てに関する情報提供を行う事業

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
今後の事業設置希望 (量の見込み)	390	380	368	357	350
確保方策 (保健師等の数)	19	19	19	19	19

【妊婦健康診査】

妊婦の健康の保持と増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要により医学的検査を実施する事業

(単位：人回)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
今後の事業設置希望 (量の見込み)	4,315	4,315	4,315	4,315	4,315
確保方策	4,315	4,315	4,315	4,315	4,315

4. 幼児期の保育・教育の一体的提供と体制の確保

(1) 認定こども園の普及について

現在、当市に該当施設はありませんが、認定こども園は幼稚園と保育園の双方の役割を併せ持ち、保護者の就労状況にかかわらず子どもたちの柔軟な受入れが可能であることから、近年とりわけ高い増加傾向を示す0・1歳児の新たな受け皿として期待できます。

また、認定こども園は新制度の仕組みのもと、質の高い保育・教育を目指す施設の一翼に位置づけられ、地域の子どもとその保護者にとってもメリットが今後見込まれるものと考えます。

このようなことから、既存の保育園や幼稚園との適切な役割分担の中で、当市は認定こども園の普及に向けて、必要な施策やサービスなどを行っていきます。

(2) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等について

幼児期の保育・教育の重要性が一層増す中、個々の適性や成長過程などの確にとらえながらの質の高いサービスを提供するためには、保育士等の専門性を更に高めていくことが欠かせません。

これまで市は、公立保育園保育士の研修を中心に行ってきましたが、今後はそれにとどまらず、私立の幼稚園教諭や私立保育園保育士との合同研修などを視野に入れていく必要があると考え、次章に具体的な推進施策などを示します。

(3) 質の高い保育・教育、地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方とその推進方策について

① 質の高い保育・教育、地域子ども・子育て支援事業の役割、必要性等の考え方

女性の社会参加が進み、核家族化の進行や地域コミュニティの希薄化等から、子育てについての支援や協力などを得ることが従来に比べて難しく、現代社会は子育てをしにくい環境にあると言えます。

このようなことから、子育ての負担・不安・孤立感を和らげ、父母が共によるこびを感じながら子育てをするためには、質の高い保育・教育の提供は一層必要であり、さらに、放課後児童クラブや子育て支援センターなどの地域子ども・子育て支援事業の充実も両輪として必要です。

② 保育・教育、地域子ども・子育て支援事業の推進方策について

上記に記載された役割及び必要性等の考え方から、次章においてその推進方策を示すものとします。

5. 保育・教育施設、地域型保育事業を行う者の相互の連携、認定こども園・幼稚園・保育園と小学校等との連携とその推進方策

(1) 保育・教育施設、地域型保育事業を行う者の相互の連携とその推進方策

この計画を策定している平成26年時、当市に地域型保育事業を実施する者はありませんが、今後、事業実施の認可がなされた場合は、質の高い保育・教育の提供を目指し、保育・教育施設との連携を図るものとします。

(2) 認定こども園・幼稚園・保育園と小学校等との連携、その推進方策

① 認定こども園・幼稚園・保育所関係者の相互連携とその推進方策

乳幼児期は、心情・意欲・態度・基本的生活習慣など、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期です。乳幼児は、生活や遊びにおける具体的な体験を通して、健全な発育発達や社会性を涵養し、人間として、よりよく生きるための基本となる能力を会得します。

その間の保育・教育の重要性が一層増す中、個々の適正や成長過程などの確にとらえながら、質の高い保育・教育の提供が求められています。

その役割を果たしていくため、幼稚園・保育園等の関係者は、私立と公立が共に連携し、様々な取組を推進する必要から、次章で具体的な方策を示すものとします。

② 幼保小中の連携とその推進方策

十日町市の全ての子どもの健やかな育ちのためには、前述の質の高い保育・教育も含め、“妊娠期から少年期まで”の切れ目のない養育教育サポート体制の構築が必要です。

とりわけ、幼児期における保育・教育の段階での個々の適性や成長過程を、小学校、中学校とつなげることは極めて重要な役割を担います。

このような観点から、関係者の連携を更に強め、様々な方策を推進するよう、次章において具体的な方策を示します。

6. 産後の休業・育児休業等の円滑な利用の確保

出産を予定する市民とその家族等に対し、産後の休業や育児休業が円滑に利用できるよう、市は引き続き情報提供・情報発信を行います。

7. 子どもに関する専門的知識・技術を要する支援に関する県が行う施策との連携

市は、児童虐待防止対策の推進、母子家庭・父子家庭の自立支援の推進、障がい児施策の充実など、新潟県が行う施策との連携を図るとともに、市の実情に応じた施策を関係する各機関と連携しながら展開していきます。

8. 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

平成25年3月に策定した「第2次十日町市男女共同参画基本計画」の中で、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）のとれた環境づくりを基本目標に掲げています。

今後は、事業所に対し、人材は欠かせない経営資源であるという視点から、これまで以上に子育てに対する理解・協力を求めていくことが必要であり、次章で具体的な取組などを示します。

